

## 学 則

1 事業者の名称及び所在地	横浜市福祉事業経営者会 〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー10階
2 研修事業の名称	介護職員初任者研修（通学課程）
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程（通学）
4 開講の目的	当経営者会に加盟する高齢者福祉施設が有する介護に関する知識および技術などを活用し、介護職への就労を希望する方、および、現に介護職として就労している方を対象に、介護職員初任者研修を実施し、横浜市内介護保険サービス事業所等への就職を斡旋し、就労を支援する。
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者：作山 一隆 研修コーディネーター：遠藤 賀奈子 研修担当部署：事務局 介護職員初任者研修担当 研修担当者：福山 満子、上ヶ市 良、臼木 和子、加藤 朱 山田 しのぶ、石井 裕子、荒木 恵理子、遠藤 賀奈子 小野 はるみ、重田 望里、島田 千代子、斉藤 香織 (連絡先電話番号) 045-846-4649/045-840-5815 (連絡先 FAX 番号) 045-840-5816 (連絡先メールアドレス) ss3@biscuit.ocn.ne.jp
6 受講対象者(受講資格)及び定員	・介護保険サービスを行う横浜市内の施設・事業所等（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・通所介護事業所・訪問介護事業所等）で介護職を希望している方、および、現に介護職として就労している方。 ・介護職員初任者研修（又はホームヘルパー2級）又は同等以上の資格を保有しておらず、当該資格に係る研修中でない方。 定員：40名
7 募集方法（募集開始時期・受講決定方法を含む） 受講手続及び本人確認方法	受講生募集期間：開講日の約2週間～2ヵ月前 受講申込方法：指定の受講申込書を郵送後、面接 受講生選考日：開講日の約1週間～1.5ヵ月前 受講生選考方法：面接 受講生選考結果通知日：開講日の約1週間前 ・本人確認は面接日あるいは研修初日に公的証明書等を原本確認して行う。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	職場見学時などの交通費のみ (その他) ・受講料 0円 ・テキスト代：0円
9 研修カリキュラム	別添様式3-1のとおり
10 研修会場 (名称及び所在地)	①ウィリング横浜（横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4階～12階） 研修室 C, 901, 会議室 I, 多目的室, 介護実習室 I II ②横浜市消費生活総合センター （横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー5階） 会議室 3

11 使用テキスト (副教材も含む)	介護職員初任者研修テキスト (中央法規) ・メインテキスト全2巻
12 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	<p>(1) 技術演習における習得度評価 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目について、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストにより A～D の 4 区分で評価を行い、A 及び B の者を一定レベルに達している者とする。 ⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑭総合生活支援技術演習 &lt;評価区分&gt; A：基本的な介護（介助）が的確にできる B：基本的な介護（介助）が概ねできる C：技術が不十分 D：全くできない</p> <p>(2) 全科目の修了時に、1 時間の筆記試験による修了評価を実施する。次の評価基準により、C 以上の評価基準を満たした者を研修修了として、認定する。 A：90 点以上 B：80～89 点 C：70～79 点 D：70 点未満</p> <p>(3) カリキュラムをすべて出席し、上記（1）及び（2）において認定基準を超えている受講者に対し、修了証明書を発行する。 &lt;修了評価試験で基準以下の時の取扱い&gt; 担当講師の補習の上、再試験を実施する。</p>
13 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理由の如何にかかわらず、5 分以上の遅刻・早退は欠席とする。</li> <li>・研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行う。</li> <li>・補講の実施は、原則として当経営者会において実施する同カリキュラムのコースの同じ授業を振替受講により行う。</li> <li>・上記補講が困難な場合、「こころとからだのしくみと生活支援技術」以外の科目については通信の方法による講義の時間数を超えない範囲で、担当講師が設定した課題に関するレポートを提出し、評価基準を満たした者を修了とみなす。</li> </ul>
14 科目免除の取り扱いとその手続き方法	<p>「介護に関する入門的研修」修了者については、以下の科目を免除する。 受講料については 0 円 (基礎・入門講座修了者)</p> <p>3 介護の基本</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護職の役割、専門性と多職種の連携</li> <li>② 介護職の職業倫理</li> <li>③ 介護における安全の確保とリスクマネジメント</li> <li>④ 介護職の安全</li> </ol>

	<p>6 老化の理解</p> <p>① 老化に伴うこころとからだの変化と日常</p> <p>② 高齢者と健康</p> <p>7 認知症の理解</p> <p>① 認知症を取り巻く環境</p> <p>② 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</p> <p>③ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>④ 家族への支援</p> <p>8 障害の理解</p> <p>① 障害の基礎的理解</p> <p>② 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的理解</p> <p>③ 家族の心理、かかわり支援の理解</p> <p>(入門講座修了者)</p> <p>3 介護の基本</p> <p>③介護における安全の確保とリスクマネジメント</p> <p>④ 介護職の安全</p> <p>6 老化の理解</p> <p>①老化に伴うこころとからだの変化と日常</p> <p>②高齢者と健康</p> <p>7 認知症の理解</p> <p>①認知症を取り巻く環境</p> <p>②医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</p> <p>③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>④家族への支援</p> <p>8 障害の理解</p> <p>①障害の基礎的理解</p> <p>②障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的理解</p> <p>③家族の心理、かかわり支援の理解</p>
<p>15 解約条件及び返金の有無</p>	<p>受講生からのキャンセル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開講日の前日までは、ご解約をお受けいたします。</li> </ul> <p>当経営者会からのキャンセル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講申込者が定員の半数に満たない場合は、訓練を中止することがあります。</li> <li>・授業態度不良等による退校処分となる場合があります。</li> </ul>

<p>16 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)</p>	<p>当経営者会ホームページにおいて、以下の内容を情報開示する。  <a href="http://www.y-hukushijigyo.or.jp/">http://www.y-hukushijigyo.or.jp/</a>  (1) 研修機関情報 法人格・法人名称・住所等・代表者名・研修事業担当理事・事業所名称・理念・学則・研修施設・設備  (2) 研修事業情報 対象・スケジュール・定員・指導者数・受講までの流れ・費用・留意事項・特徴・課程編成責任者名・科目別シラバス・科目別担当講師名・科目別特徴・修了評価の方法・評価者・再履修等の基準  (3) 講師情報 名前・略歴・現職・資格  (4) 実績情報 過去の研修実施回数(年度ごと)、過去の研修延べ参加人数(年度ごと)  (5) 連絡先 申込・資料請求先・法人の苦情対応者名・役職・連絡先・事業所の苦情対応者名・役職・連絡先  (6) 質を向上させるための取り組み 実習の質の向上のための取り組み・研修機関と実習機関との連携</p>
<p>17 受講者の個人情報の取り扱い</p>	<p>受講生の個人情報については、介護職員初任者研修運営の目的のみ使用します。  なお、修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により神奈川県に提出する。</p>
<p>18 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い</p>	<p>亡失・き損した場合、受講者本人の申請により再交付する。  再交付手数料 2,000円(税抜)</p>
<p>19 その他研修実施に係る留意事項</p>	<p>(1) 退校処分 of 取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出席が常でなく、欠席、遅刻、又は早退が著しく多いとき。</li> <li>・ 施設の秩序や最適な訓練受講環境を著しく乱したとき、又は乱すおそれがあるとき</li> <li>・ 故意に施設の設備又は物品を亡失、毀損又は施設外に持ち出したとき</li> <li>・ 法令違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、訓練受講者として相応しくないとき</li> <li>・ その他、訓練の受講継続が困難であるとき</li> </ul>